

はり・きゅう

あん摩・マッサージ

柔道整復（整骨・接骨）

の施術の受け方

【 はり・きゅうの施術の受け方 】

はり・きゅうの施術について、一定の要件を満たす場合は、「療養費」として後期高齢者医療保険（健康保険）の対象となります。保険の対象とならない場合は、全額自己負担となります。

健康保険の対象となる場合

下記の①、②の両方の要件を満たす場合のみ、対象となります。

その場合、被保険者の方は、療養費の支給が受けられることにより、個々の負担割合に応じた金額を負担することになります。

① 対象となる傷病名

- ◇ 神経痛
- ◇ リウマチ
- ◇ 五十肩
- ◇ 頰腕症候群
- ◇ 腰痛症
- ◇ 頰椎捻挫後遺症

② 医師がはり・きゅうの施術について同意していること

医師による適切な治療手段がなく（医療機関において治療を受けたが、治療の効果が現れなかった場合等）、はり・きゅうの施術を受けることを認める「医師の同意」がある場合です。

はり・きゅう施術を受ける場合の注意事項

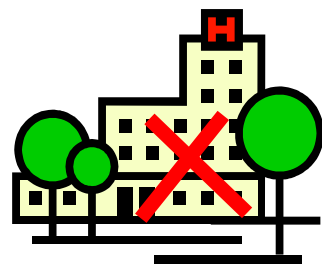
1 医療機関で治療を受けながらの施術は認められません！

はり・きゅうの施術について、健康保険による給付を受けることができるのは、医師による適切な治療手段がない場合のみです。したがって、はり・きゅうの施術を受けながら、並行して医療機関で同一の傷病に対する診療を受けた場合には、はり・きゅうの施術は、健康保険の対象とはなりません。

※ 医師からシップや薬を処方された場合も、治療行為となり、はり・きゅうの施術は健康保険の対象とはなりません。

2 定期的に医師の同意が必要です

健康保険を使って継続して「はり・きゅうの施術」を受けるには、6ヶ月ごとに同意が必要です。医師の同意のない施術は、健康保険の対象となりません。



【あん摩・マッサージの施術の受け方】

あん摩・マッサージの施術について、一定の要件を満たす場合は、「療養費」として後期高齢者医療保険(健康保険)の対象となります。保険の対象とならない場合は、全額自己負担となります。

健康保険の対象となる場合

■ 医師があん摩・マッサージの施術について同意していること

被保険者の方は、療養費の支給が受けられることにより、個々の負担割合に応じた金額を負担することになります。

筋麻痺・関節拘縮等の症状が認められ、治療上あん摩・マッサージが必要だと医師が同意している場合に限りです。

※ 疲労回復や慰安目的などのマッサージは健康保険の対象とはなりません。

あん摩・マッサージ施術を受ける場合の注意事項

■ 定期的に医師の同意が必要です

健康保険を使って継続して「あん摩・マッサージの施術」を受けるには、6ヶ月ごとに同意が必要です。医師の同意のない施術は、健康保険の対象となりません。

【柔道整復(整骨・接骨)の施術の受け方】

柔道整復(整骨・接骨)の施術について、一定の要件を満たす場合は、「療養費」として後期高齢者医療保険(健康保険)の対象となります。保険の対象とならない場合は、全額自己負担となります。

健康保険の対象となる場合

下記の①、②の両方の要件を満たす場合のみ、対象となります。

その場合、被保険者の方は、療養費の支給が受けられることにより、個々の負担割合に応じた金額を負担することになります。

① 対象となる負傷

医師や柔道整復師の診断又は判断により、急性の外傷性の

◇ 骨折 ◇ 脱臼 ◇ 打撲 ◇ 捻挫

※ 内科的原因による疾患ではないもの

◆ 骨・筋肉・関節の痛みで、その負傷原因がはっきりしているとき

② 医師が柔道整復の施術について同意していること

骨折及び脱臼については、応急手当をする場合を除き、あらかじめ医師の同意を得ることが必要

※ 医師や柔道整復師の診断又は判断等により健康保険等の対象とならない例

- ・単なる(疲労性・慢性的な要因からくる)肩こりや筋肉疲労
- ・脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善のみられない長期の施術
- ・保険医療機関(病院、診療所など)で同じ負傷等の治療中のもの
- ・労災保険が適用となる工作中や通勤途上での負傷

柔道整復の施術を受ける場合の注意事項

1 負傷の原因

上記※のように健康保険の対象とならない場合もありますので、負傷の原因は正確にきちんと伝えましょう。

2 施術が長期におよぶ場合

内科的原因も考えられますので、医師の診察も受けましょう。

広域連合事務局（保険者）からのお願い

1 療養費支給申請書の内容を確認したうえで、必ず署名・押印してください

『療養費支給申請書』は、施術を受けた方が施術費用の一部を三重県後期高齢者医療広域連合に請求し支払い受けるために必要な書類です。

傷病名・日数・金額等をよく確認したうえで、委任欄へご自身で署名・押印してください。(柔道整復の施術は、署名のみ)



2 領収書は、必ずもらいましょう

領収書は、医療費控除を受ける際に必要となりますので、大切に保管してください。

3 療養費の財源について

実際に掛かった費用額は、被保険者の方が支払った一部負担金(1割又は3割)を除き、被保険者の方が納付する保険料、国縣市町の公費(元は税金、借金)と現役世代からの支援金等で賄われています。

適正な施術で、医療費の適正化に協力をお願いします。

4 施術内容についてのお尋ねについて

提出された療養費支給申請書について、医療費の適正な支払いを行うため、施術を受けた被保険者の方に広域連合から文書または電話で、施術内容について照会することがあります。照会文書が届きましたら、必ずご自身で記入いただきますようお願いいたします。

健康保険の適正な運営のために、ご理解ご協力をよろしく申し上げます。

■お問い合わせ先

三重県後期高齢者医療広域連合 事業課 TEL059-221-6884